

## 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金の見直しを求める意見書

昭和30年に原子力基本法が成立し、原子力の平和利用のための原子力発電の研究が始まり、安定的なエネルギー確保のため国策として原子力政策が進められてきた。

敦賀市は、その国策を受け入れ、永年にわたり電力供給地として安定的なエネルギーの供給と、原子力との共存共栄に努めてきた。敦賀市では日本原子力発電株式会社の2基の商業炉だけでなく、原型炉「ふげん」「もんじゅ」についても国策への貢献、その世界的研究成果が敦賀で生み出されることに期待し、協力をしてきたものである。

現在、敦賀市に立地する日本原子力発電株式会社の敦賀発電所1号機については、平成29年4月19日に原子力規制委員会から「廃止措置計画」の認可を受け、現在、事業者が廃止措置を進めている。

廃止措置における安全規制概要には、「事業者が原子力規制委員会の終了確認をうけたとき、当該原子炉の許可は、その効力を失い、原子炉等規制法適用外となる」と明記されている。これにより廃止措置終了までは原子炉等規制法が適用されることになり、立地自治体には廃炉完了まで、住民の安全安心の確保、インフラの維持整備、環境の保護に義務と責任を負うことになる。

しかし、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金は廃炉決定後、次年度から10年間に期間を限定した激変緩和措置として交付されるもので、敦賀市では平成28年度より平成37年度までの交付となっている。

一方で、廃炉における工程はおよそ30年間の長期に渡り、その間、立地自治体の負担も継続する。したがって、対象となる原子炉が原子炉等規制法適用外となり、その後、激変緩和措置がとられるべき期間までは、本交付金が交付されるべきものとする。

### 記

- 1 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金の交付期間を「原

原子力発電施設の廃止が決定された次の会計年度より10ヶ年度」から「廃止が決定された次の会計年度から原子力発電施設が原子炉等規制法適用外となる年度」とし、その後10年間の緩和措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月18日

敦賀市議会